

憲法 出題の意図

問題1

本問は、報道機関による名誉毀損的表現行為に関する論点において、最高裁判例の判断枠組み及び事例への具体的な当てはめについて、その理解を問うものである。特定の事実を提示することで、他人の社会的評価を低下させる名誉毀損的表現につき、①公共の利害、②公益目的、③真実性の証明の三要件を満たす場合には、行為者が免責されるが(刑法230条の2)、最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁(「夕刊和歌山時事」事件)においては、③につき、報道機関等の取材の自由に配慮し、真実であることの具体的な証明がなされなくとも、行為者がその事実を真実であると誤信したことにつき、確実な資料・根拠に照らし相当の理由がある場合には、同様に免責されると判示された。

本問では、まず、上記の判断枠組みを踏まえた上で、市長に対する不倫疑惑の報道が、いかなる理由から「公共の利害」及び「公益目的」に当たるかを論証することが求められる。また、本件のように、報道機関が複数の取材対象者に対して、裏取り取材を試みたものの、それらの証言が後に虚偽であると判明した場合に、「真実であると誤信するに相当の理由」があると認定しうるかどうかを適切に評価する必要がある。

問題2

裁判所法3条1項では、わが国の裁判所は、一切の法律上の争訟につき裁判を行うことが規定されているが、ここでの法律上の争訟性とは、一般的に、法令を適用して解決可能な紛争を指す。具体的に、司法権の及ぶ範囲については、①当事者間の具体的な権利義務の存否もしくは、法律関係をめぐる紛争に限定されるという事件性の要件と、②その紛争が、法令の適用により終局的に解決されるという終局性の要件が要求される。最三小判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁(板まんだら事件)では、宗教法人への寄付金返還に際して、寄付の前提となる本尊についての信仰上の真偽性が問題となった事例において、①には該当するが、②の要件を満たさないとして、法律上の争訟性が否定された。本問は、上記の内容に関する理解を問うものである。